## ◎地方自治法の一 部を改正する法律案新旧対照表

○地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)〔抄〕(本則関係)

(傍線部分は改正部分)

2

3

4

(5)

報酬、

第二百三条の二 れを定めなければならない。 間勤務職員に支給する次条第二項の手当との権衡を考慮した手当 常勤の職員のうちその勤務形態が普通地方公共団体の常勤の職員 を支給することができる。 又は短時間勤務職員に準ずる者に対し、 普通地方公共団体は [略] 費用弁償及び手当の額並びにその支給方法は、 [略] 条例で、 改 正 第一 案 項の普通地方公共団体の非 当該常勤の職員又は短時 条例でこ 4 2 第二百三条の二 め 3 なければならない。 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定 [略] [略] 現 行

○市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)[抄](附則第二項関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
(合併特例区協議会の設置及び構成員)	(合併特例区協議会の設置及び構成員)
第三十六条 〔略〕	第三十六条 〔略〕
2~6 [略]	2~6 [略]
7 地方自治法第九十二条の二、第二百三条の二第一項から第三項	7 地方自治法第九十二条の二、第二百三条の二及び第二百四条の
まで及び第五項並びに第二百四条の二の規定は、合併特例区協議	二の規定は、合併特例区協議会の構成員について準用する。この
会の構成員について準用する。この場合において、同法第九十二	場合において、同法第九十二条の二中「普通地方公共団体」とあ
条の二中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「議	るのは「合併特例区」と、「議会の議員」とあるのは「合併特例区
会の議員」とあるのは「合併特例区協議会(市町村の合併の特例	協議会(市町村の合併の特例に関する法律第三十六条第一項に規
に関する法律第三十六条第一項に規定する合併特例区協議会をい	定する合併特例区協議会をいう。以下同じ。)の構成員」と、同法
う。以下同じ。)の構成員」と、同法第二百三条の二第一項中「普	第二百三条の二第一項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併
通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第二項及び	特例区」と、同条第二項及び第四項中「条例」とあるのは「合併
第五項中「条例」とあるのは「合併特例区規則」と、同法第二百	特例区規則」と、同法第二百四条の二中「普通地方公共団体」と
四条の二中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「条	あるのは「合併特例区」と、「条例」とあるのは「合併特例区規則」
例」とあるのは「合併特例区規則」と読み替えるものとする。	と読み替えるものとする。
(合併特例区協議会の同意及び合併市町村の長の承認を要する合	(合併特例区協議会の同意及び合併市町村の長の承認を要する合
併特例区規則)	併特例区規則)
第五十四条 合併特例区の長は、第四十八条第二項、第三十三条第	第五十四条 合併特例区の長は、第四十八条第二項、第三十三条第
六項において読み替えて準用する地方自治法第二百四条第二項及	六項において読み替えて準用する地方自治法第二百四条第二項及

で第三項並びに第二百四条の二、第三十六条第七項において読み 村之で準用する同法第二百三条の二第二項及び第五項並びに第二百四条の二、第四十七条において読み替えて準用する同法第二百四十四条の二第二項から第四項まで及び第九項の合併特例区 規則を定めようとするときは、合併特例区協議会の同意を得なけ が第三項並びに第二百四条の二、第四十七条において読み替えて準用する同法第二百 において読み替えて準用する同法第二百 が第三項並びに第二百四条の二、第三十六条第七項において読み が第三項並びに第二百四条の二、第三十六条第七項において読み

二百四十四条の二第二項から第四項まで及び第九項の合併特例 規則を定めようとするときは、 二十八条第一 替えて準用する同法第二百三条の二第二項及び第四項並びに第二 び第三項並びに第二百四条の二、第三十六条第七項において読み 八項並びに第四十八条第三項において読み替えて準用する同: 百四条の二、 ればならない。 第四十七条において読み替えて準用する同法第二百 項前段並びに第二百四十一条第一項、 合併特例区協議会の同意を得な 第二項及び第 法 け 区 第

2·3 [略]

2 • 3

[略]

 $\equiv$